

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供（入院時食事療養（I））の届出を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。食堂による食事の提供、治療食の提供（腎臓病・糖尿病・肝臓病など）をしております。

所得区分		標準負担額	
区分ア	現役並みIII	1食	510円
区分イ	現役並みII		
区分ウ	現役並みI		
区分エ	一般	1食	240円
区分オ	低所得II	1食	110円
低所得I		1食	110円